

○東大阪都市清掃施設組合専門委員の設置に関する規則

昭和59年4月25日

東大阪都市清掃施設組合規則第1号

(設置)

第1条 東大阪都市清掃施設組合に地方自治法（昭和22年法律第67号）第174条の規定にもとづく専門委員を置く。

(所掌事項)

第2条 専門委員は、管理者が委託した事項について調査研究し、又は助言を行うものとする。

(選任)

第3条 専門委員は、専門の学識経験を有するもののなかから、管理者が選任する。

(任期)

第4条 専門委員の任期は2年とする。ただし、管理者が必要と認める場合は再任を妨げない。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、専門委員について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。